

**TEPCO**

# 長期契約割引

---

令和5年7月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社



# 料金その他の供給条件の内容

## 長期契約割引

### 1 対象となるお客さま

電気需給約款[低圧]（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、1 需要場所において、需給約款のスタンダードS、スタンダードLまたはスタンダードXのうち1 契約種別と動力プランとをあわせて契約し、その関東エリア、中部エリアまたは関西エリアの料金の適用を受け、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

### 2 供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 当社は、この供給条件を変更する場合、変更後の供給条件の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の供給条件の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

### 3 契約の成立および契約期間

- (1) 長期契約割引は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、長期契約割引が成立した日から、料金適用開始の日以降2年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、長期契約割引は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

ハ 当社が長期契約割引を終了する場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、長期契約割引を終了する日といたします。

なお、この場合には、長期契約割引を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

#### 4 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、計量期間等の始期とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

#### 5 料 金

各月の料金は、スタンダードS、スタンダードL、スタンダードXまたは動力プランによって料金として算定された金額から(1)によって算定されたビジネスパック2年割引額および(2)によって算定されたビジネスパックプラス割引額を差し引いたものといたします。

なお、ビジネスパック2年割引額およびビジネスパックプラス割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

##### (1) ビジネスパック2年割引額

ビジネスパック2年割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

イ スタンダードS

契約電流10アンペア	55円00銭
契約電流15アンペア	82円50銭
契約電流20アンペア	110円00銭
契約電流30アンペア	165円00銭
契約電流40アンペア	220円00銭
契約電流50アンペア	275円00銭
契約電流60アンペア	330円00銭

ロ スタANDARD L

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	55円00銭
---------------------	--------

ハ スタANDARD Xおよび動力プラン

契約電力 1 キロワットにつき	55円00銭
-----------------	--------

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合のビジネスパック 2年割引額は、契約電力が1キロワットの場合のビジネスパック 2年割引額の半額といたします。

(2) ビジネスパックプラス割引額

イ ビジネスパックプラス割引額は、2年をこえて(1)のビジネスパック 2年割引額の適用を受けるスタANDARD S、スタANDARD LまたはスタANDARD Xの料金（関東エリアに限ります。）に適用し、1月につき次によって算定された金額といたします。

(イ) スタANDARD S

契約電流10アンペア	55円00銭
契約電流15アンペア	82円50銭
契約電流20アンペア	110円00銭
契約電流30アンペア	165円00銭
契約電流40アンペア	220円00銭
契約電流50アンペア	275円00銭
契約電流60アンペア	330円00銭

(ロ) スタンダードL

契約容量1キロボルトアンペアにつき	55円00銭
-------------------	--------

(ハ) スタンダードX

契約電力1キロワットにつき	55円00銭
---------------	--------

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合のビジネスパックプラス割引額は、契約電力が1キロワットの場合のビジネスパックプラス割引額の半額といたします。

ロ 4年をこえて(1)のビジネスパック2年割引額の適用を受ける場合のビジネスパックプラス割引額は、イにかかわらず、1月につき次によって算定された金額といたします。

(イ) スタンダードS

契約電流10アンペア	66円00銭
契約電流15アンペア	99円00銭
契約電流20アンペア	132円00銭
契約電流30アンペア	198円00銭
契約電流40アンペア	264円00銭
契約電流50アンペア	330円00銭
契約電流60アンペア	396円00銭

(ロ) スタンダードL

契約容量1キロボルトアンペアにつき	66円00銭
-------------------	--------

(ハ) スタンダードX

契約電力1キロワットにつき	66円00銭
---------------	--------

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合のビジネスパックプラス割引額は、契約電力が1キロワットの場合のビジネスパックプラス割引額の半額といたします。

## 6 長期契約割引の消滅

- (1) お客さまが長期契約割引を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合および契約種別を変更される場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

- (2) 長期契約割引は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または契約種別を変更される場合は、電気の需給契約が消滅した日または変更後の契約種別の料金適用開始の日に長期契約割引が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、長期契約割引を解約することがあります。

イ 需給約款33（解約等）(1)に準ずる場合

ロ お客さまが契約期間満了に先立ってスタンダードS、スタンダードL、スタンダードXまたは動力プランとして電気の供給を受ける需要の電気の需給契約を廃止され、もしくは契約種別を変更される場合または需給約款33（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合

## 7 期中解約金

(1) お客さまが契約期間満了に先だって長期契約割引を廃止しようとする場合または需給約款33（解約等）により当社が長期契約割引を解約する場合には、当社は、(2)に定める期中解約金を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合または契約期間満了の日の前々月の応当日（契約期間満了の日に対応する日をいいます。）以降にお客さまが長期契約割引を廃止される場合もしくは当社が長期契約割引を解約する場合等は、この限りではありません。

(2) 期中解約金は、長期契約割引の消滅日における契約電流、契約容量または契約電力に応じて次のとおりとし、スタンダードS、スタンダードL、スタンダードXまたは動力プランとして電気の供給を受ける需要の電気の需給契約ごとに算定いたします。

イ 契約電流が60アンペア以下の場合、契約容量が9キロボルトアンペア以下の場合または契約電力が9キロワット以下の場合

1 契 約 に つ き	5,000円00銭
-------------	-----------

ロ 契約容量が9キロボルトアンペアをこえ19キロボルトアンペア以下の場合または契約電力が9キロワットをこえ19キロワット以下の場合

1 契 約 に つ き	10,000円00銭
-------------	------------

ハ 契約容量が19キロボルトアンペアをこえ29キロボルトアンペア以下の



場合または契約電力が19キロワットをこえ29キロワット以下の場合

1 契 約 に つ き	15,000円00銭
-------------	------------

ニ 契約容量が29キロボルトアンペアをこえ39キロボルトアンペア以下の  
場合または契約電力が29キロワットをこえ39キロワット以下の場合

1 契 約 に つ き	20,000円00銭
-------------	------------

ホ 契約容量が39キロボルトアンペアをこえる場合または契約電力が39キ  
ロワットをこえる場合

1 契 約 に つ き	25,000円00銭
-------------	------------

- (3) 期中解約金は、長期契約割引の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

## 8 そ の 他

- (1) 5 (料金) (2)イまたはロのビジネスパックプラス割引額の適用開始の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、需給約款20 (料金の算定) および21 (日割計算) に準じて計算を行ない、料金を算定いたします。

また、ビジネスパック2年割引額およびビジネスパックプラス割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

- (2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この供給条件は，令和 5 年 7 月 1 日から実施いたします。